



(号外) 独立行政法人国立印刷局

目 次

〔法 律〕

- 児童買春、児童ボルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律(二二二)
- 予算決算及び会計令の一部を改正する法律(二二三)
- 水循環基本法の施行期日を定める政令(二二四)
- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(二二五)
- 診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令(二二六)
- 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(二二七)

〔省 令〕

- 宅地建物取引業法の一部を改正する法律(八一)
- 労働安全衛生法の一部を改正する法律(八二)
- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(八三)
- 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(八四)
- 地域自然資源区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律(八五)
- 国土交通省組織令の一部を改正する政令(二一九)
- 道路法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(二二〇)

〔政 令〕

- 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令の一部を改正する省令(国土交通五六)
- 国土交通省組織規則の一部を改正する省令(同五七)

〔告 示〕

〔官 厅 報 告〕

官 厅 事 項
平成二十五年度第四・四半期予算使用の状況(内閣)
平成二十五年度第四・四半期国庫の状況(同)

本号で公表された法令のあらまし

◇児童買春、児童ボルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律(法律第七九号)(法務省)

題名の改正

法律の題名を、「児童買春、児童ボルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改めることとした。

児童ボルノの定義

児童ボルノの定義のうち、第二条第三項第三号の規定を改め、「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であつて、殊更に児童の性的な部位(性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいふ。)が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの」とした。(第二条第三項第三号関係)

適用上の注意

この法律の適用に当たっては、学術研究、文化芸術活動、報道等に関する国民の権利及び自由を不当に侵害しないよう留意し、児童に対する性的搾取及び性的虐待から児童を保護しその権利を擁護するとの本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあつてはならないこととした。(第三条関係)

3

4 児童買春、児童ボルノの所持その他児童に対する性的搾取及び性的虐待に係る行為の禁止

5 何人も、児童買春をし、又はみだりに児童ボルノを持し、若しくはこれに係る電磁的記録を保管することその他児童に対する性的搾取又は性的虐待に係る行為をしてはならないこととした。(第三条の二関係)

自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ボルノを所持し、又はこれに係る電磁的記録を保管した者(自己の意思に基づいて所持又は保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。)は、一年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金に処することとした。(第七条第一項関係)

第十九条第三項中「第八条第二十六項」を「第八条第二十七項」に改める。

第三十一条第四項中「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に改める。

別表第二その事業として居宅介護を行う者又は特定福祉用具販売事業者の項中「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に改める。

(診療放射線技師法の一部改正)

第十二条 診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「第二十四条の二に規定する」を「第二十四条の二各号に掲げる」に改める。

第二十四条の二の見出し中「検査」を「検査等」に改め、同条中「磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて政令で定めるもの用いた検査(医師又は歯科医師の指示の下に行うものに限る。)」を「次に掲げる行為」に改め、同条に次の各号を加える。

一 磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて政令で定めるものを用いた検査(医師又は歯科医師の指示の下に行うものに限る。)を行うこと。

二 第二条第二項に規定する業務又は前号に規定する検査に関連する行為として厚生労働省令で定めるものの(医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。)を行うこと。
第二十六条第二項ただし書中「場合は」を「場合は」に改め、同項第二号中「とき」の下に「(前号に掲げる場合を除く。)」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の「一」号を加える。

一 多数の者の健康診断を除く。その他の厚生労働省令で定める検査のため百万電子ボルト未満のエネルギーを有したエレクス線を照射するとき。

(歯科技工士法の一部改正)

第十一条 歯科技工士法(昭和三十年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の十六条を加える。

(指定登録機関の指定)

第九条の二 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、歯科技工士の登録の実施及びこれに関連する事務(以下「登録事務」という。)を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

3 厚生労働大臣は、他に第一項の規定による指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定登録機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、登録事務の実施の方針その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 厚生労働大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定登録機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、一般社団法人又は一般財團法人以外の者であること。

二 申請者が、その行う登録事務以外の業務により登録事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第九条の十三の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者。

四 申請者の役員のうちに次のいずれかに該当する者があること。
イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定登録機関の役員の選任及び解任)

第九条の三 指定登録機関の役員の選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

若しくは第九条の五第一項に規定する登録事務規程に違反する行為をしたとき、又は登録事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定登録機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

(事業計画の認可等)

第九条の四 指定登録機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第九条の二第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定登録機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(登録事務規程)

第九条の五 指定登録機関は、登録事務の開始前に、登録事務の実施に関する規程(以下「登録事務規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするとともも、同様とする。

2 登録事務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、当該登録事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(規定の適用等)

第九条の六 指定登録機関が登録事務を行う場合における第五条及び第六条第二項(第八条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第五条中「厚生労働省」とあるのは「指定登録機関」と、第六条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「指定登録機関」と、「免許を与えたときは、歯科技工士免許証(以下「免許証」という。)とあるのは「前項の規定による登録をしたときは、当該登録に係る者に歯科技工士免許証明書」とする。

2 指定登録機関が登録事務を行ふ場合において、歯科技工士名簿に免許に関する事項の登録を受けようとする者は又は歯科技工士免許証明書(以下「免許証明書」という。)の書換交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付しなければならない。前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

(秘密保持義務等)
第九条の七 指定登録機関の役員若しくは職員又はこれららの者であつた者は、登録事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録事務に従事する指定登録機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
(帳簿の備付け等)

第九条の八 指定登録機関は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに登録事務に關する事項で厚生労働省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。
(監督命令)
第九条の九 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し、登録事務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告)

- 第九条の十 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、指定登録機関に対し、報告をさせることができる。**
- (立入検査)
- 第九条の十一 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認められたときは、その必要な限度において、当該職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、指定登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。**
- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者にこれを提示しなければならない。
- 3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- (登録事務の休廃止)
- 第九条の十二 指定登録機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、登録事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。**
- (指定の取消し等)
- 第九条の十三 厚生労働大臣は、指定登録機関が第九条の二第四項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。**
- 2 厚生労働大臣は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 一 第九条の二第三項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。
- 二 第九条の三第二項、第九条の五第三項又は第九条の九の規定による命令に違反したとき。
- 三 第九条の四又は前条の規定に違反したとき。
- 四 第九条の五第一項の認可を受けた登録事務規程によらないで登録事務を行つたとき。
- 五 次条第一項の条件に違反したとき。
- (指定等の条件)
- 第九条の十四 第九条の二第一項、第九条の三第一項、第九条の四第一項、第九条の五第一項又は第九条の十一の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができます。**
- 2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。
- (指定登録機関がした処分等に係る不服申立て)
- 第九条の十五 指定登録機関が行う登録事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第二百六十号)による審査請求をすることができる。**
- (厚生労働大臣による登録事務の実施等)
- 第九条の十六 厚生労働大臣は、指定登録機関の指定をしたときは、登録事務を行わないものとする。**
- 2 厚生労働大臣は、指定登録機関が第九条の十二の規定による許可を受けて登録事務の全部若しくは一部を休止したとき、第九条の十三第二項の規定により指定登録機関に対し登録事務の全部若しくは一部を停止を命じたとき、又は指定登録機関が天災その他の事由により登録事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、登録事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

第九条の十七 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第九条の二第一項の規定による指定をしたとき。

二 第九条の十二の規定による許可をしたとき。

三 第九条の十三の規定により指定を取り消し、又は登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条第二項の規定により登録事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき、又は自ら行つて登録事務の全部若しくは一部を行わないとするとき。

第五条の見出しを「(政令及び厚生労働省令への委任)」に改め、同条中「免許証」の下に「又は免許証明書」を加え、「政令」を「政令で、第九条の十六第二項の規定により厚生労働大臣が登録事務の全部又は一部を行つ場合における登録事務の引継ぎその他指定登録機関に関する必要な事項は厚生労働省令」に改める。

第十二条第二項及び第三項を削る。

第十二条の次に次の二条を加える。

第十二条の一 厚生労働大臣は、厚生労働省に置く歯科技工士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)に、試験の問題の作成及び採点を行わせる。

2 試験委員に関し必要な事項は、政令で定める。

(歯科技工士試験委員)

第十二条の二 厚生労働大臣は、厚生労働省令に置く歯科技工士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)に、試験の問題の作成及び採点を行わせる。

2 第十二条を次のように改める。

(不正行為の禁止)

第十三条 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し、不正の行為のないようになればならない。

第十五条の見出しを「(試験の無効等)」に改め、同条中「試験に」を「厚生労働大臣は、試験に」「ある者について」を「ある者に対する」に改め、同条後段を削り、同条に次の二項を加える。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対する期間を定めて試験を受けることができるものとすることができる。

第十五条の次に次の二条を加える。

(受験手数料)

第十五条の二 試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。

(指定試験機関の指定)

第十五条の三 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

(指定試験機関の歯科技工士試験委員)

第十五条の四 指定試験機関は、試験の問題の作成及び採点を歯科技工士試験委員(次項及び第三項並びに次条並びに第十五条の七において読み替えて準用する第九条の三第二項及び第九条の七において「試験委員」という。)に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者うちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

第十五条の五 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し、不正の行為のないようにしなければならない。

(受験の停止等)

第十五条の六 指定試験機関が試験事務を行う場合において、指定試験機関は、試験に關して不正の行為があつたときは、その不正行為に關係のある者に対しては、その受験を停止させることができることとする。

2 前項に定めるもののほか、指定試験機関が試験事務を行う場合における第十五条及び第十五条の二第一項の規定の適用については、第十五条第一項中「その受験を停止させ、又はその試験」とあるのは、「その試験」と、同条第二項中「前項」とあるのは、「前項又は第十五条の六第一項」と、第十五条の二第一項中「国」とあるのは、「指定試験機関」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用する第十五条の二第一項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。
(準用)

第十五条の七 第九条の二第三項及び第四項、第九条の三から第九条の五まで並びに第九条の七から第九条の十七までの規定は、指定試験機関について準用する。この場合において、第九条の二第三項中「第一項」とあり、並びに第九条の四第一項、第九条の十四第一項及び第九条の十七第一号中「第九条の二第一項」とあるのは、「第十五条の三第一項」と、第九条の二第三項各号及び第四項第二号、第九条の七から第九条の九まで、第九条の十一(見出しを含む)、第九条の十五、第九条の十六(見出しを含む)並びに第九条の十七第三号及び第四号中「登録事務」とあるのは「試験事務」と、第九条の二第三項中「前項」とあるのは「同条第二項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第十五条の三第二項の申請」と、第九条の三の見出し中「役員」とあるのは「役員等」と、同条第二項及び第九条の七中「役員」とあるのは「役員(試験委員を含む)」と、同項、第九条の五(見出しを含む)及び第九条の十三第一項第四号中「登録事務規程」とあるのは「試験事務規程」と、第九条の三第二項中「登録事務」とあるのは「試験事務」と、第九条の五第一項及び第三項並びに第九条の十三第二項中「登録事務」とあるのは「試験事務」と、同項第三号中「又は前条」とあるのは、「前条又は第十五条の四」と、同項第四号中「登録事務を」とあるのは「試験事務」と読み替えるものとする。

第十六条第一項中「その他試験」を「前条において読み替えて準用する第九条の十六第一項の規定により厚生労働大臣が試験事務の全部又は一部を行う場合における試験事務の引継ぎその他試験及び指定試験機関」に改める。
第十七条の二を削り、第五章の二中第二十七条の三を第二十七条の二とする。

第二十八条の二 第九条の七第一項(第十五条の七において準用する場合を含む)の規定に違反し、登録事務又は試験事務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十八条の三 第九条の十三第二項(第十五条の七において準用する場合を含む)の規定による登録事務又は試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第二十九条中「第十三条」の下に「又は第十五条の五」を加え、「故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に」を削る。
第三十二条の十 第十五条の七において準用する場合を含む)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第二十八条の次に次の二条を加える。
第二十八条の二 第九条の七第一項(第十五条の七において準用する場合を含む)の規定に違反し、登録事務又は試験事務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十八条の三 第九条の十三第二項(第十五条の七において準用する場合を含む)の規定による登録事務又は試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第二十九条中「第十三条」の下に「又は第十五条の五」を加え、「故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に」を削る。
第三十二条の十 第十五条の七において準用する場合を含む)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
第二十八条の二 第九条の十一第一項(第十五条の七において準用する場合を含む)の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対する陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第九条の十二(第十五条の七において準用する場合を含む)の許可を受けないで登録事務又は試験事務の全部を廃止したとき。

第三十三条中「前条第三号」を「第三十二条第三号」に改める。
(臨床検査技師等に関する法律の一部改正)

第十四条 臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。
第一項中「(一)」の下に「及び同条に規定する検査のための検体(血液を除く)を採取する行為で政令で定めるもの(第二十条の二第一項において「検体採取」という)」を加える。

第二十条の二第一項中「採血」の下に「及び検体採取」を加え、「」及び「」に改め
(国民健康保険法の一部改正)

第十五条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。
第一項中「第八条第二十五項」を「第八条第二十六項」に改める。

第一百十条の二 保険料の賦課決定は、当該年度における最初の保険料の納期(この法律又はこれに基づく条例の規定により保険料を納付し、又は納入すべき期限をいい、当該納期後に保険料を課することができることとなつた場合にあっては、当該保険料を課することができることとなつた日とする)の翌日から起算して二年を経過した日以後においては、することができない。

第一百六十条の二 第一項第六号中「老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームであつて、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第五条第一項の登録を受けた高齢者向けの賃貸住宅であるもの(介護保険法第八条第三十一項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第四十一条第一項本文の指定を受けていないものに限る)」を除く。」を削り、「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める。

附則第五条の二第一項中「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に改める。

附則第十六条中「並びに第一百五十九条」を「第一百五十九条並びに附則第十三条の五の六」に改める。

(老人福祉法の一部改正)

第十六条 老人福祉法(昭和三十八年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項中「居宅介護サービス費」を「居宅介護サービス費若しくは」に改め、「若しくは介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費」を削り、「供与する事業」の下に「又は同法第二百五十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業(以下「第一号訪問事業」という)」であつて厚生労働省令で定めるもの」を加え、同条第三項中「居宅介護サービス費」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加え、「介護予防通所介護に係る介護予防サービス費」を削り、「供与する事業」の下に「又は同法第二百五十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業(以下「第一号通所事業」という)」であつて厚生労働省令で定めるもの」を加え、同条第七項中「夜間対応型訪問介護」の下に「地域密着型通所介護」を加える。

第十条の三第一項中「介護予防支援」の下に「生活支援等(心身の状況の把握その他の六十五歳以上の者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。第十二条の三において同じ。」を「行う者」の下に「及び民生委員」を加える。

第十条の四第一項第一号中「夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護」を「若しくは夜間対応型訪問介護又は第一号訪問事業」に改め、同項第二号中「規定する通所介護」の下に「地域密着型通所介護」を加え、「介護予防通所介護又は」を「若しくは」に改め、「介護予防認知症対応型通所介護」の下に「又は第一号通所事業」を加える。

○

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第一号）（抄）（第十七条関係）
【平成二十七年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則	附 則
<p>第一条 削除</p> <p>（試験に関する暫定措置）</p> <p>第二条 歯科技工法の一部を改正する法律（平成六年法律第一号）による改正後の歯科技工士法第十二条第一項に規定する試験は、当分の間、同法第十四条第一号又は第二号に規定する歯科技工士学校又は歯科技工士養成所の所在地の都道府県知事が、毎年少なくとも一回これを行うものとする。</p> <p>2 前項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>	<p>（試験に関する暫定措置）</p> <p>第二条 歯科技工法の一部を改正する法律（平成六年法律第一号）による改正後の歯科技工士法第十二条第一項に規定する試験は、当分の間、同法第十四条第一号又は第二号に規定する歯科技工士学校又は歯科技工士養成所の所在地の都道府県知事が、毎年少なくとも一回これを行うものとする。</p> <p>2 前項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>